

船舶事故等調査報告書

平成21年12月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009仙第57号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成21年2月4日 11時00分ごろ	
発生場所	宮城県石巻港 石巻港雲雀野防波堤灯台から真方位218°900m付近 (概位 北緯38°23.5′ 東経141°15.5′)	
事故等調査の経過	平成21年5月14日、本インシデントの調査を担当する主管調査官(仙台事務所)を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 引船 ^{かいよう}開洋、93トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 126343、パールライン株式会社</p> <p>台船 DY-23</p>	
乗組員等に関する情報	機関長、五級海技士(機関)	
死傷者等	なし	
損傷	主機5番シリンダのシリンダヘッド締付けボルト1本折損、クラッチ制御装置作動不良	
事故等の経過	<p>本船は、船長、機関長ほか2人が乗り組み、積荷のクレーンを載せた台船を引き、平成21年2月2日神奈川県横須賀港を出港し、石巻港を航行中、2月4日11時00分ごろ、機関長が主機の異音を認めて減速をした。</p> <p>機関長は、錨泊した宮城県石巻港の港外において主機を点検し、その際、主機駆動発電機は、主機を減速したことから、電圧・周波数等の出力が変動するようになり、使用発電機を補機駆動に切り替えたところ、主機クラッチが離脱し、嵌合できなくなった。</p> <p>本船は、手配したタグボートにより造船所にえい航された。</p> <p>主機は、造船所において開放点検した結果、5番シリンダのシリンダヘッド締付けボルト6本のうちの1本が折損していることが判明し、クラッチ制御装置とともに修理された。</p>	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 2	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本インシデントは、主機出力をプロペラ軸に伝達するクラッチの制御装置が作動不良となって、クラッチが離脱し、嵌合できなくなったことにより発生した可能性があるものと考えられる。</p> <p>クラッチが嵌合できなくなったのは、主機駆動発電機から、補機駆動に切り替えた際、クラッチ制御装置に電氣的な故障が発生したことによる可能性があるものと考えられる。</p> <p>主機5番シリンダのシリンダヘッド締付けボルト6本のうちの1本が折損したのは、主機が経年使</p>

		<p>用され、爆発力を繰り返し受けてボルトに永久伸びを生じるようになり、その締付けトルクにばらつきが発生し、折損したボルトに大きな負荷がかかるようになったことにより発生した可能性があるものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が石巻港において台船をえい航中、主機運転音に異常が発生し、電源を主機駆動発電機から補機駆動発電機に切り替えられた際、クラッチの制御装置に電気的な故障を生じたため、クラッチが嵌合できなくなったことにより発生した可能性があるものと考えられる。</p>	